

佐賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第29号

佐賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）の施行に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(崖崩れ等による被害を受けるおそれのある畜舎等に必要な措置)

第3条 省令第5条第2項の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号）第19条第4項に規定する措置の実施については、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）第3条（第3項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「建築物」とあるのは「畜舎等」と読み替えるものとする。

(敷地と道路との関係に係る畜舎等の認定の申請)

第4条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、法第3条第1項の規定による申請を行う前に、あらかじめ、認定申請書（様式第1号）による申請書の正本及び副本に、次の各号に掲げる申請に係る畜舎等の区分に応じ、当該各号に掲げる図書及び書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 特例畜舎等 次に掲げる図書及び書類（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

ア 省令別表第1の各項に掲げる図書

イ その敷地を管轄する特定行政庁（建築基準法第2条第35号に定めるものをいう。以下同じ。）から、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可を既に受けている場合は、その許可証の写し

ウ その他知事が必要と認める図書又は書類

(2) 特例畜舎等以外の畜舎等 次に掲げる図書及び書類（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

ア 省令別表第3の(15)の項の(ろ)欄に掲げる省令第48条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書

イ その敷地を管轄する特定行政庁から、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可を既に受けている場合は、その許可証の写し

2 知事は、前項の認定をしたときは、認定通知書（様式第2号）に、前項の申請書の副本並びにその添付図書及び書類を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の認定をしないときは、不認定通知書（様式第3号）に、第1項の申請書の副本並びにその添付図書及び書類を添えて、

申請者に通知するものとする。

(畜舎建築利用計画の認定の申請の添付図書)

第5条 省令第64条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 畜舎等の設計者の資格、氏名及び連絡先が確認できる書面の写し
- (2) 敷地が市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）及び用途地域（同法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。）に属さないことを証する書類
- (3) 省令第38条第2項の規定に基づき^し屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける場合は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出の写し

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定するもののほか、必要な図書又は書類の提出を求めることができる。

(建築等又は利用の取りやめの届出)

第6条 認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、取りやめ届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(承継の認可又は不認可の通知)

第7条 知事は、法第10条第1項から第3項までに規定する認可をしたときは、認可通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第10条第1項から第3項までに規定する認可をしないときは、不認可通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(畜舎建築利用計画の認定の取消しに係る通知)

第8条 知事は、法第16条第2項の規定により畜舎建築利用計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第7号）により認定計画実施者に通知するものとする。

(認定畜舎等の利用の状況の報告に係る知事が定める日)

第9条 省令第91条の規定により知事が定める日は、令和9年を初年とする同年以後の5年ごとの各年の8月末日とする。

(公表)

第10条 知事は、法及び省令の規定により公表する事項を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

認定申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第 48 条第 2 項の規定による畜舎等の敷地と道路との関係に係る畜舎等の認定を申請します。この申請書並びに添付図書及び書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区

(3) 道路

ア 幅員

イ 敷地と接している部分の長さ

(4) 敷地面積

ア 敷地面積

イ 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率

ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

ア 建築面積（申請部分 m^2 ）（申請以外の部分 m^2 ）（合計 m^2 ）

イ 建蔽率

(8) 床面積（申請部分 m^2 ）（申請以外の部分 m^2 ）（合計 m^2 ）

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

様式第2号（第4条関係）

認定通知書

番 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付で申請のあった畜舎等の敷地と道路との関係に係る畜舎等の認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定により認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 4 認定に係る畜舎等の種類

不認定通知書

番 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった認定については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48第2項の規定による認定をしないので通知します。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第6条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎等の建築等又は利用を取りやめたので届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 取りやめ後の利用計画
- 5 備考

様式第5号（第7条関係）

認可通知書

番 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった認可については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第（ ）項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

記

1 認可に係る畜舎等の所在地

2 認可に係る畜舎等の種類

不認可通知書

番 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった認可については、下記の理由により認可をしないので通知します。

記

不認可の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

認定取消通知書

番 号
年 月 日

様

佐賀県知事

年 月 日付け（番 号）で認定した畜舎建築利用計画については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第16条第2項の規定に基づき、下記の理由により取り消すので通知します。

記

取り消しの理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。